

地方行政委員會議録 第十一号

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 藤原 彌三君

理事 德田與吉郎君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 中井徳次郎君

青木 正君 伊東 隆治君

加藤 精三君 川崎末五郎君

木崎 茂男君 楠美 省吾君

渡海元三郎君 早川 崇君

古井 喜實君 今村 等君

大矢 省三君 加賀田 進君

北山 愛郎君 門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 那 祐一君

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視庁長官 中川 實治君

(警察庁 警務局長) 中島 茂喜君

自治政務次官 中島 茂喜君

自治府事務官 藤井 貞夫君

(自治府 行政局長) 藤井 貞夫君

委員外の出席者

総理府事務官 吉浦 淨真君

(自治府 行政局長) 吉浦 淨真君

大蔵事務官 相沢 英之君

(主計官) 相沢 英之君

専門員 円地与四松君

三月四日

委員三宅正一君辞任につき、その補次として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十八日

自転車、荷車税廃止に伴う財源補てんに関する請願(牧野良三君紹介)

(第二一〇九号)

町村議事事務局設置に関する請願

(第二二〇九号)

町村職員の恩給扶助料不均衡

是正に関する請願(永山忠則君紹介)

(第二二五九号)

遊興飲食税減免に関する請願(日井

莊一君紹介)(第二三〇三号)

同(野田武夫君紹介)(第二三〇四

号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三日

法令外の寄附金等全廃に関する陳情

書(静岡市追手町静岡岡県町村会長柴

田忍)(第五一〇号)

所得税法改正に伴う収入減額補てん

に関する陳情書(豊中市議会議長松

田奎三)(第五一一号)

町村議事事務局設置に関する陳情書

(新潟県東蒲原郡津川町議会議長伊

藤正一外一名)(第五一三三号)

府県制度改革反対に関する陳情書

(東京都議会議長上条貢)(第五一四

号)

たばこ消費税率引上げ等に関する陳

情書(横浜市議会議長津村峯男)(第

五一五号)

国際収支改善に伴う地方債等の削減

反対に関する陳情書(横浜市議会議

長津村峯男)(第五一六号)

公債費合理化等に関する特別措置法

制定に関する陳情書(横浜市議会議

長津村峯男)(第五一七号)

市町村消防の府県移管反対等に関

する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)

(第五一八号)

地方公営災害共済事業促進等に関

する陳情書(横浜市議会議長津村峯男)

新市町村の建設促進に関する陳情書
外一件(横浜市議会議長津村峯男外
一名)(第五二〇号)

新市町村建設事業の助成金増額等に関
する陳情書(名古屋市中区南外堀町
六の一愛知県町村議会議長会長森田
金之丞)(第五二二号)

単独起債増額に関する陳情書(名古屋
市中区南外堀町六の一愛知県町村
議会議長会長森田金之丞)(第五二三
号)

未合併町村に対する特別助成に関す
る陳情書外一件(名古屋市中区南外
堀町六の一愛知県町村議会議長会長
森田金之丞外一名)(第五二四号)

旧河南村外十ヶ町村による加賀市建
設に関する陳情書(石川県江沼郡河
南別所荒木中道通治)(第五二五号)

国及び県営事業に対する地元負担金
軽減に関する陳情書外一件(静岡市
追手町静岡岡県町村会長柴田忍外一
名)(第五二六号)

新町村建設促進に関する陳情書(静
岡市追手町静岡岡県町村議会議長会
長太田広吉)(第五二七号)

地方債の償還年限延期等に関する陳
情書(静岡市追手町静岡岡県町村会長

柴田忍)(第五二八号)

地方公務員の停年制実現に関する陳
情書外二件(横浜市議会議長津村峯
男外二名)(第五二九号)

地方交付税率引上げに関する陳情書
外一件(横浜市議会議長津村峯男外
一名)(第五三〇号)

地方道路譲与税の一部改正等に関す
る陳情書(横浜市議会議長津村峯男)
(第五三七号)

災害復旧関係の制限額等の引下げに
関する陳情書(名古屋市中区南外堀
町六の一愛知県町村議会議長会長森
田金之丞)(第六一〇号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会申入に関する件
銃砲刀剣類所持取締法案(内閣提
出第一二二号)(参議院送付)
遺失物法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)(参議院送付)
奄美群島復興特別措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第四八号)

○矢尾委員長 これより会議を開き
ます。

まず奄美群島復興特別措置法の一部
を改正する法律案を議題として質疑を
行います。質疑の通告がありますの
で、これを許します。門司亮君。

○門司委員 それでは政府関係の人
に、どなたでもよろしゅうございます
が、御答弁のできる人に総括してお願
いしたいと思います。御承知のように
奄美大島に関する特別の法律をこしら
えましてから数年立っております。こ
れが、具体的に言うると、五カ年計画がすでに
大体四年を過ぎております。残り一
年、こういう形になっております。
従ってこの五カ年計画の工事並びに諸
般の法律でできた問題が、今どの程度
まで完成されておるか、この点の概要
が御説明願えるならば、一つ項目別に
御説明を願いたいと思っております。

○藤井(貞)政府委員 奄美群島復興計
画の実施状況でございますが、私から
総括的に御説明を申し上げますと思
います。

最初でございました復興計画は、御承知
のように総事業費が百五十二億余万円
ということで発足をいたしましたのであ
ります。第一年度の昭和二十九年年度以
降三十二年まで、たゞいま御指摘にな
りましたように、四カ年度経過する段
階にきておるのであります。当初の計
画によりまして、あと一カ年度という
ことに相なっております。ことごとく
が、まず総事業費と実施状況との関係
について申し上げますならば、二十九
年度は八億八千九百万円、三十二年
度は二十一億一千二百万円、三十二年
度は二十四億七千万円、さらに現在進行中
でございます三十二年度については二
十六億三千二百万円、こういうことで、
今まで四カ年度にわたって実施をして
参りました事業の実施額は、合計八十
一億三千万円ということに相なってお
るのであります。これは当初の事業計

面百五十二億に對しまして約五三%に當つておるのであります。

この内容について申し上げますと、まず最初は陸海交通の整備の問題でございます。これは道路、橋梁あるいは土地区画整理、港湾問題、こういうところがその内容に相なつておるのであります。三十二年度までやつて参りました事業費は、全体で十九億九千二百万円ということに相なつております。

第二は国土保全の關係で、その内容は治山治水、砂防、海岸堤防などが主体でございますが、これは今までに二億二千四百万円の實施を見ておる次第でございます。

第三の大きな項目といたしましては、産業の復興關係の仕事でございます。これは農林水産各般の産業部面にわたつておるわけでございますが、この實施額は四十一億ということに相なつております。

次は文教施設の復興整備事業でございますが、これは学校、庁舎の建設、堅牢化ということが主体でございます。この實施をいたしましたものが十一億二千六百万円でございます。

次は保健衛生並びに社会福祉施設の充実關係の經費でございます。これは病院その他上水道、簡易水道、保育所等がその計画の内容に相なつておりますが、この事業費總額は今までやつて参りましたのが約六億一千三百万円という数字になつておるわけであります。合計約八十一億円ということに相なつておるのでございます。この際に今申し上げました大きな項目につきまして、まず第一に陸海交通の整備の問題でございますが、これは内容といた

しましては、道路、橋梁新設、改良、土地区画整理、港湾修築事業、船舶の建造、それから通信施設の整備、自動車事業の五種に相なつておりまして、これは總額約四十億円の計画のうち、三十一年度までに實施されましたものが三三%、三十二年度は今進行中でございますので、まだ終局の数字は出ておりませんが、三十一年度までは三四%が實施をせられたのであります。

国土の保全關係は、これは治山治水、砂防、海岸堤防がその主体になるわけでございますが、これは事業費總額約十億の計画のうちで、昭和三十一年度までに進捗率があり芳ばしくございませんが、一五%に當る事業の實施を見ておるのであります。

さらに河川改修につきましては、計画河川の三十一河川のうちに、約その半分の十六河川が實施中であり、これらにつきましては、特に耕地ないし人家周密地域を優先的に實施をいたしておる次第であります。

産業の復興につきましては、計画自体としては總額約六十二億円でございまして、このうち三十一年度までに實施された事業は二十七億円で、これは計画の四五%に當つておるわけであります。これは内容といたしましては、各般にわたつておりますが、農業、林業、水産業、畜産業というものは、特に本島における特殊産業でございます。特に本島つむぎの生産につきましては、これについては戦前のものが非常に向上をはかりますことを、この生産を、共同施設の設置であるとか、

あるいは品質の向上というような諸般の点に關係をいたしまして、いろいろの施策を講じて参つております。相当地度回復をしてきておるような現状に相なつてきております。その他産業振興の面におきましては、電力事業の開発ということがきわめて重要な問題でございますので、こういう点にも重点を置いてやつておるような次第でございます。

なお文教施設の問題につきましては、ブロック建築による近代的な校舎、堅牢建築物を建てていくということに主体を置きまして、逐次實施をいたしておるような次第でございます。最後に保健衛生施設と社会福祉施設の關係でございますが、これにつきましては、原立の大島病院を初めといたしまして、そのほか各村の村立診療所、それから名瀬市、瀬戸内町の上水道でありますとか、各地の簡易水道施設などの保健衛生施設その他保育所、養老院等につきまして、整備を逐次はかつておるような次第でございます。従つて、これは計画案に對しまして事業實施額は三五%ということに相なつておる次第でございます。

以上が従来まで實施をいたして参りました奄美復興計画の實施の状況のあらましでございます。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

たかということが大きな問題で、これは単に工事が進んでいないからとか、あるいは仕事が遅いからとか、ただでは済まされないのであります。奄美の仕事を占領中からずつと島民が苦しんでおられた状態は御存じの通りであつて、ことに駐留軍の占領中の施策というものはほとんど何もしておられない。幸いにして復帰後、日本の国土にどうか母国にかけられた期待というものは非常に大きかつたと思ふ。

私も昭和二十七年と二十八年の二回に奄美大島に参りました。一応奄美の状況は見て参つたのであります。島民の期待はいたしましたが、島民の期待といふものはかなり大きかつた。ところが幸いにして離島振興とは別に奄美大島に對する特別の法律ができて、島民はかなりこれに期待をかけておられたと思ふ。ところが、今のお話のようなことになつて参りますと、かなり島民の期待を裏切るものがあると思ふ。従つてこの法律を審議するに當りまして、もう一つ總括的のものとして聞いておかなければならないと思ふ。従つて、これだけ工事がずれて参りますと、必然的に当初計画しておいた予算額だけでは、實際の仕事はできないという結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。そうならない結論に私はなると思ふ。

○門司委員 大体説明は一応聞きまして、問題は五カ年計画が五三%しかできていないという現実の姿です。従つてこれは今まで通りに一年加えるといつても、大体七〇%程度しかいかないというところになると思ふ。ことしの分を全部加えて参りましたも大体そうはいかない。そういったところ、どこにそういう大きな陸路ができて

し上げますと、まだ最終的に政府の方針としてきめておられるわけではございません。これは手續がございまして、奄美群島復興審議会に諮った上できめていかなければならぬということに相なっております。ごさいますが、大體の考え方は、昨年奄美群島の審議会におきまして、十カ年の改訂計画というものを樹立することが適當であるという意味の意見具申が行われておるのであります。その意見具申の内容といたしましては、結局総事業費といたしましては、従来の百五十二億というものを百八十二億、事業費としては今までのものよりも三十億程度伸ばすということが適當であるという意見具申を得ておるのであります。これに對しまして、その財源關係でございまして、主体となり得る国庫負担の關係というものは、当初計画では百一十一億ということに相なっており得るものが、今度の審議会の意見具申の改訂案によりますると、百二十一億ということでおるような次第でございまして、私たちが自洽庁といたしましては、この答申案自体はきわめて適切なものであるといふふうに考えておりました。今後大體かについて、この線を尊重しながら具體的な計画改訂を進めて参りたい、かように考えておる次第でございまして。

○門司委員 今のお話だと、三十億だけ大體予算がふえる、こういう形になっておられます。従って事業の内容は、五カ年計画の内容よりあまり規模は大きくならないのだというふうに考えざるを得ないのであります。従って三十億くらいものをふやしてみたら、これは實際の問題としては、五カ年計画で立てた事業量とその事業量はそっくり同じだと私は思います。ほとんど伸びていないと思う。いわゆる事業がおくれただけ、やはり物価の値上りもありまじょうし、いろいろな事務費がそれだけよけいにかかったことは事實であります。こういう消耗的なものに全部食われてしまつて、實際の仕事は、おくれたのをそのままにして、事業量が変わらないということになると、いささか問題になります。何がためにこういう十年に延ばさなければならなかつたということの原因を、この際はっきりしておきたい。いわゆる事業量が交らないで、ただ計画だけを延ばす、この第四條を修正するといつておられますが、四條の修正を見ても、大體そういうことしか考えられない。それから同時に、今予算規模の問題からいたしまして三十億しかふえないということになれば、総予算のわずかに五分の一くらいしかふえておらない。そうして事業の計画は倍に伸ばさうというのであります。事業量はちつともふえていないといふうに考えた方が間違いないだろうと思ふ。そうなる参りますと、島民の期待というやうなものについては非常に大きな問題が起りはしないか。これを裏からはっきり言えば、大體五カ年計画というものの工事がまるっきり進んでいないのではないか、いわゆる五カ年で仕上らなかつた原因はどこにあるかということが、もし自洽庁でわかっているならば——これをどうしても延ばさなければならなかつた審議会の答申は、工事の進捗状況を見きわめて、これではだめだから十カ年に延ばさうということになつたと思ふ。しかし審

議会の十カ年に延ばさうという原因は、ただ単にそれだけでは済まされないものであつてどうして一体工事ができないのか、どうして一体工事がおくれたのかということについての具體的な説明を、まず承つておきたいと思ふ。

○藤井(眞)政府委員 御説のように当初立てられなかつた復興計画というものが全般的に遅延をいたしておりました。平均いたしまして、御指摘がございまして、これがもう一カ年残つておりました。ところが、五三〇程度にとどまっております。これがもう一カ年残つておりますけれども、あとの四七〇分に當るものも、一カ年度でやつてしまつていふことも、いろいろな面から見ましても、事實上どうして不可能でございませう。そういうことでかなりおくれつきでおるといふことが、さらに本計画を改訂しなければならぬということの一つの大きな原因であるといふことを、われわれも否定するものではございませぬ、その通りであるといふうに考えておるのであります。しからば何ゆゑに復興計画の實施というものが、このように遅延をしてきたかといふことでございまして、これはいささか言い訳の面もございませぬけれども、まず最初に二十九年度から本計画というものが始まつてきておるのであります。これが、当初の二十九年度については、これは計画自体の決定を見ましたのが、同年の十月三十日、十月末にやうやく復興計画の決定を見たのであります。すなわち初年度においては、年度半ばを過ぎてから初めて事業が開始されることになつたといふハンデ・キャップが一つあつたと思ひます。それが全体としての実施事業量というも

のに影響を来たしておるといふことは争われない事實ではないかと考へるのではありません。ただ初年度はさうであつても、その次からはほとんどやればいではないかといふことでございませぬが、しかし今までやつて参りました、このように計画が延滞をしております理由といふものを考へてみますと、これは何と申しましても台風の全國最大の頻度を持つておる地帯である、さらには冬季においては季節風の影響といふものがございまして、工事の交障といふものがいろいろございませぬ。またいろいろ資材等を調達いたしたものに、地元では調達のできないという資材については、どうしても内地からこれを求めなければならぬ、あるいは技術面等についても内地から供給を仰がなければならぬといふ面がございませぬが、何分にも海上遠く離れておりますので、交通その他によって制約を受けざるを得ないといふやうなこともございませぬ。さらには事業をやつて参りますについては、これは全部が全部国におんぶをしていくということには参りませぬ。それ相當の地元における負担といふものもやはり願わなければならぬのであります。地元におけるやういふやうな負担の能力、あるいは事業の遂行能力といふものにつきましても、だんだんこの復興計画の實施によつて上つては参つておりますけれども、当初の間はなかなかこれに即應するやうな態勢になつていかなかつたといふやうなことも、その原因であろうと思ひます。また率直に申しまして、國家財政の状況といふものも影響いたしましたことは申すまでもないのであります。われわれ自洽庁当局といたしま

しては、計画案に感られましたものは、ぜひ五カ年度でやつてもらいたいという希望を持つておつたのであります。が、全体としての國家財政の事情といふものを考へます場合には、それも参りませぬ。そういうやうないろいろな事情がからみ合わされて、五カ年計画で予定されておりました事業計画といふものが、今のやうな状況にとどまつてきておるのではないかと、かように考へておる次第でございませぬ。

○門司委員 今の御答弁に對しまして、きわめて重要な問題は、最後にお話になつた例の地元負担の問題、いわゆる地元の財政力の問題、同時に國家財政との二つの關係性が、かなり大きな問題になつてはしまひませんかといふことが一応考へられます。それから事業の内容は、これは別々に分けて質問をいたしたいと思ふのですが、そこで大藏省に一応聞いておきたいと思ふことは、大藏省は一体この資金を出すことをサポつたのかね。どうなのかね、サポらないで、大藏省はこの計画通り出したのかね。

○相沢説明員 奄美の復興事業計画につきましては、先ほど自洽庁の藤井行政局長から答弁がございました通り、現地の事業の消化状況、それからもちろんこれはほかの奄美復興事業以外のいろいろな財政事情とのバランスを國家財政の面でも考へまして、大體この程度のテンポでやつていけば、おおむね円滑にいくのではないかと考へておる。今までやつてきたわけではございませぬ。

○門司委員 どうも大藏省の答弁はおかしいのだな。國家財政の關係で少し仕事がおくれたといふ、自洽庁の答弁

に対して、大体このくらい出せばよろうというのを考えておるならば、なんでも、ですからやはり計画通りに金を出せなかったか、出せたかということを書いておる。仕事ができなかったから出さなかったというところが、仕事ができたから出さなかったというところが、仕事のほうでこれからは少し聞かなければならぬ。いわゆる金を出さなかったら仕事をしなかったのか。仕事ができなかったから金は出さなかったのか、この辺はどうなるのですか。そっちで水かけ論をやつて、けんかしても始まらぬ。どちらがほんとうなのか。

○相沢説明員 もちろん金があれば、事業の一応の計画がございすから、できるだけ毎年度の事業量をふやすことが望ましいわけでございますが、何分、私がそう申しますと差しさわりがあるかもしれないが、奄美群島の復興事業のこの五カ年計画自体が、非常に早急の間にきめられたものでございまして、実際に実行して参りますと、非常にむずかしい問題も起つてきたわけでありまして。従いまして事業の実施状況を見てみましても、ものによりましては当初の計画をすでに終つてゐるものもございすし、それから当初の計画は少し見込みが過大であつたという様な点もあつたわけでありまして。そういった様な現地における事業の実施状況を一つ勘案しなければなりませんことと、それからもう一つ何分あまり大きな事業をやりますと、地元における消化能力というものも問題になるわけでありまして、つまり資材も人も内地に相当程度依存しております現地の状況としましては、あまり事業量が大きいと、物価、賃金その他をつり上

げるようなことにもなりまして、事業の計画が円滑にいかぬ、こういったような点も事業見られたわけでありまして。そこで自治庁の方もしばしば現地を調査しておりますが、そういった調査に基く御意見というものも参考にいたしまして、おおむねこの程度で事業としては円滑にいくのではないかと、いう判断に基いてやつたわけでありまして。もちろん予算の面における制約というものも考へてはあつたわけでありまして、そういったような状況で、まあこの程度ということになつておるわけでありまして。

○門司委員 どうも大蔵省の意見を聞いてみると、何が何だかちつともわからない。そうすると、大蔵省の意見をそのまま受け取つてやると、どうも仕事の量が少し大き過ぎてる。だから金をやつても仕事ができないのだ、だからやらなかつたのだ。もし金をやつていけばインフレになるといふ。そんなことはないでしよう。百五十億ぐらいの金を一年に一べんぐらい出したところで大したインフレにならない。あそこには二十何万かの人口がございすし、何もこれは全部ただでやる金ではない。資材費を払わなければならぬ、工事費を払わなければならぬ。しかもこれは五カ年を区切つて、一年に一体幾ら出せばよいか。そんなインフレになつていふばかなことは、ばかかなと言つて怒るかもしれないけれども、言わなくていいと思ふ。それよりも一つ私は聞いておきたいと思ふことは、ほんとうに今の大蔵省の意見のようだとすれば、五カ年計画のそれ自体がございすんであつたということに大体結論がございすと思ふ。できもしないことを五

カ年間に集約してやるように計画を立てて法律をこしらへたから、その通りに実行ができなかったのだ、だから大蔵省で金が出せなかつたのだ、こういうことに大蔵省の意見はなると思ふが、その解釈しておいてよろしうございすか。

○相沢説明員 奄美の復興事業計画の総体の事業量は、これは奄美の復興審議会の答申を待ちまして、内閣が決定することになつておるわけでございますが、率直に申しまして、当時百五十億という事業量がございすました際に、大蔵省としましてはいろいろな点において異議を持つておつたわけでございます。もちろん、そういう点において異議があつたから故意にこの事業の実施計画をおくらしつてきたといふ様な事実はないのでございすますが、復興事業計画自体につきましては、当初そういったような点で大蔵省としましては若干異議を持つておつたわけでございます。

○門司委員 そうなると、これはこの法案の内容に入る前に一つの暗礁にのし上げたようなことになるのだ、これ閣議で決定されて、法律でこしらへて、そうして審議会でゆだねてあるのです。そうすると、何か大蔵省が知らないうちに、こんなものを勝手にきめたからという様なことなら、閣内不統一でしよう。こんなことでは、どうにもならぬですよ。やはりきめた以上は内閣が一つのものとして大蔵省は考へてくれないと、どうも当初の計画が、おれの方はよく承知してないのだから、そういうものは知らないのだということがこで言われるということになると、えらいことにな

る。一体それでは当時の大臣をみな呼んで、閣議できめたのか、きめなかつたのか、法律を出した以上は内閣に責任があるのだから、その責任の遂行に対して各省がそういう意見があり、そういうもの考へ方で処置されるということになると、これはこの問題だけではありません、国全体の問題として私は大きな問題になると思ふ。だからこの際自治庁に聞いておきたいのだが、今の大蔵省の意見のようないことが事実あつたかどうか、大蔵省は同意してないかつたか、大蔵省は最初からやり直さなければならぬ。この計画自体を最初から考へ直さなければならぬ。その辺はどうなんですか。一体自治庁は十分了解を得たものとしてわれわれはこの法律を審議してきた。われわれは奄美大島をできるだけ早く復興したいという考へ方でやつてきた。しかし閣議で了承を得てなかつたから大蔵省としては最初から氣乗りしなかつたものだということになる、実に厄介なことになるのだが、一体自治庁はどうなんですか。了解を得ておつたのか得てなかつたのかということになる。

○藤井(員)政府委員 当初の奄美群島の復興計画案でございますが、これは二十九年度の閣議で了解事項ということになつておつたのであります。決定事項と了解事項とどう違ふかという点につきましては、こでいろいろ申し上げることも適當でないと思ひますが、今大蔵省の方から申されておることは、大体のここの復興計画が立てられた、そういう基本方針なり基本的な事業の進め方というものに対して

基本的な異議がある、あるいは反対があるということではない、そういう意味でおつちやつておるわけではないと思ふのであります。これは閣議了解という様な格好から申しまして、その通りでございます。ただ数字そのもの、事業計画の内容であります事業費百五十二億あるいは国庫負担百一億といふ具体的な数字については、そのまゝを文字通りのみ込んでおくといふ意味のことは、大蔵省として、はつきりとしたものを計画として、はつきりと了解を与えてしまふことは、いわば継続費をそのまゝ承認するということにもなりまして、いろいろな財政運営の面からいつても適當でないといふ面もあるのだ、そういう細目については、年度々々の実施計画の数字自体にまで踏み込んで、これに対して約束をしたわけではない、それは大体の方針といふものにとつて、毎年度々々の事業の実施計画といふものは、そのときにおける現地の状況ないしは国家財政の都合といふものにもみ合せて考慮をしていくということであらうという意味に、私は了解をいたしておるのであります。

○相沢説明員 若干私の先ほどの答弁が、舌足らずの感がありまして誤解を招いたことは遺憾に思ひますが、奄美の復興事業を、この五カ年間に計画を立てまして遂行する点について、私どもが異議を持つておつたというわけは毛頭ございせん。これは、ただいま行政局長から答弁がございまして、法律としてきまり、また総理大臣が計画をきめるということになつて

おりますので、これに對して基本的に異議を持っておたことではございませぬ。この事業の總額とか、あるいは事業内容の割り振りに関しまして、早急の間に決定された経緯もありまして、若干の異議を持っておたという、そういう意味でございます。

○門司委員 藤井君もきわめて要領のいい答弁をしているようでありまして、なるほど事業計画としての年度割りとというものが最初からきちんときまっていないうようなことは一応言えるかもしれない。しかし問題になりますのは、少くとも事業計画であつて、五カ年計画として法律を出しているのですから、法律を出しているからには、やはりはっきりした見通しがなければ法律にならぬはずで。だから總額において——年度々の計画についてはいろいろ異論があるかもしれない、多少の問題が出てくるかもしれない、しかし總額においては私は異論があるべき道理がないのであつて、いずれ金を出さずしてしましても、ものをきめるにいたしても、閣議の了解事項として法律で出てきているものなんです。こういう形でやれということ、国会の承認を得ていることは間違いない。それをそういう形でやられたことについては、私も非常に不満足に考えておりますが、それを議論しておると非常に長くなつて、きょうの審議のじやまになつておきますので、大蔵当局でも最初そういう考え方であつたのだというようなことでなくて、きまつたものについては、やはり十分これを達成することのために一つ努力をしてもらわぬと、今あなたもそこで聞いているように事業の内容はそ

う変らない。五年から十年に延ばしたつて變つてないという内容は、わずか三十億しかふえていないという事実なんです。三十億くらいのは、二十九年の物価指数と今日の物価指数と、これから先の物価指数を考へていけば、これはほとんど自然増でこのくらいのもはまごさすと埋まることになつてしまふ。わずかに二割くらい増加であります。だから事業量がふえないのにそうした予算がふえたといふことは、仕事をしないために三十億だけ困費をよけいに、むだに使つたといふことに、言いかえればなると思ふ。こういう点についてはそれだけ島民の福祉がやはり減殺されていふと思ふ。島民諸君は五カ年で完成されるものだと考へておつたものが、いろいろ都合があつたかもしれないが、結局はこういう形で十年に延ばされた。しかも事業内容というものは予算の面から見るとそう變らない、同じようなものだといふことになると、明らかに五カ年計画が遂行できなかつたといふ結論に一応なると私は思ふ。

そこでこれから私は具体的ものについて、一つ一つ御質問を申し上げて、この計画についての考へ方をまとめていきたいと思ひますが、最初に聞いておきたいと思ひますことは、今日の一つの大きな目安になつておりました港関係の問題、港をどうするかという点であります。御承知のように、奄美大島の四つの島はおのの港を持つておる。大島にある名瀬の港あるいは古仁屋の港、かつて海軍の基地でありましたから、港自体はそういう港ではございませぬが、大港として

の形は一応できておる。しかし名瀬の港は沖がかりであつて、實際は港の形をしていなかつた。これを改修することについては、建設関係については国がじかにやつておられますので、やがて完成されたような形になつておると思ひますが、問題になるのは、御承知のように名瀬の港であります。この徳之島の徳の港は、私の手元にある情報を見て参りますと、果敢でやられておる。しかも一、二回の台風でせつかくやりかけたものがこわされておる。こわされた実況を見ても、鉄筋コンクリートであるべきものが鉄筋コンクリートでなかつた。こわれたコンクリートの中から鉄が出てこなかつたといふことになると、これは鉄筋コンクリートでなかつたといふことになる。そういう工事が行われておるといふ情報があるのであります。この点について自治庁は知つておるか、伺いたい。

○吉浦説明員 御指摘の徳港の工事が昨年の災害によつて大きい損壞を受けました事実につきましては十分承知しております。

○門司委員 工事の内容についてであります。ちよつと五カ年計画で立てた工事内容と同じようなことが計画せられておつたかどうか。今申し上げておきますように、私の手元にある資料から見ると、私の手元にある資料から見て参りますと、工事内容がかなりずさんであつたように考へられる。その点調査を進められておるかどうか。

○吉浦説明員 徳港につきましても、御指摘の通り県管工事として実施して参つたわけでございますが、昭和三十年度に着工いたしました、現在約

五割の進捗率でございまして、まだ残余の工事を相当に残しておるわけでありませぬ。今御指摘になりましたのは、波よけと申しまして直径約八十センチほどの波よけのコンクリート堤防があるわけでありませぬが、一般の、全部完成してあります場合には、これはなかなかこわれないのでございませぬが、非常に大きい強風がございまして、風波にさらされまして、コンクリートのまんな中がぼろぼろと折れたわけでございます。中には、今御指摘ございましたように、計画いたしました鉄筋が入つておらなかつた。当初鉄筋が入らなかつた計画であつたわけでございます。

○門司委員 今御答弁のあつたように、この事業はかなりずさんな事業であつたと考へられます。これは単に徳之島の徳港だけではございませぬで、

沖永良部の和泊港も大体これと同じような状態を暴露しております。従つてここにございませぬ工事費は、これらの損壞をしたもの、いわゆる工事の施行に當つて今のお話では最初から鉄筋は入れないことになつておつたというのなら、それでよろしい。工事自身に不正はなかつたかもしれない。しかし設計あるいは見積りに、かなり大きな誤算があつたのではないと思われ。この誤算のあつたものについての補償を、今お話の五百万円というやうなものが地元負担になるというやうなことになるかと、やはり地元としてはかなり大きな負担をかけられておると思ふ。同時にこれらの事業が満足に完成をすればよろしいのであります。御承知のようにこれを鹿児島島の請負業者に出されておられます。従つて工事を受けておいでになる諸君に資力に十分の手持ちがあればつこうであります。もしこれがなかつた場合には、この工事費の食い込み額はだれが一体負担するかといふことになりませぬ、住民がそれだけよい租税その他の形で負担するか、あるいは業者がその損失を負担するかといふことになりませぬが、この点はどつちが負担するやうになつておるのですか。

○吉浦説明員 ただいま御指摘になりました台風の手戻り工事の金額はだれが負担するかという問題でございますが、本件につきましても名瀬、徳港、湾港あるいは今御指摘の和泊港等幾多の港を現実に着工いたしております。要するに港湾なり漁港なりに今充當いたしております計画額は、相当膨大な額になっておりますが、今ずつと事業を実施して参りますと、たとえばサンゴ

の形は一応できておる。しかし名瀬の港は沖がかりであつて、實際は港の形をしていなかつた。これを改修することについては、建設関係については国がじかにやつておられますので、やがて完成されたような形になつておると思ひますが、問題になるのは、御承知のように名瀬の港であります。この徳之島の徳の港は、私の手元にある情報を見て参りますと、果敢でやられておる。しかも一、二回の台風でせつかくやりかけたものがこわされておる。こわされた実況を見ても、鉄筋コンクリートであるべきものが鉄筋コンクリートでなかつた。こわれたコンクリートの中から鉄が出てこなかつたといふことになると、これは鉄筋コンクリートでなかつたといふことになる。そういう工事が行われておるといふ情報があるのであります。この点について自治庁は知つておるか、伺いたい。

礎等を浚渫する経費等につきましても、相当十分に計上いたしておるものもございませうし、また部分的には足りなくなる工事もあるわけでございますが、全体として事業を実施して参りますと、現在判明いたしておりますところによっても、名瀬港におきましては事業計画をやや十分に見積っておりますが、金額は今記憶いたしておりますが、要するに二、三千万円程度名瀬港については余裕財源が出てくるというふうに考えております。われわれも甘いものもございませう。またそういう不測の事態が起つてくることもございませうので、でき得る限りこの百八十億という新しく今考えられております事業費総額のワケ内で操作をいたして参りますが、どうしてもいろいろ不測の事態が発生いたしまして参つた場合には、これは市議会におかれましては、こういった事態に即するような計画の改訂ということも考えておられるわけでありまして、確かに未曾有の台風がございまして、手戻り工事がありまして、ことにございましてはまことに遺憾に存じておりますが、直接住民に負担を地元負担という形でかけることを避けて、ほかの港との関連におきまして若干安くできるところもございませうし、また節約し得る部分もございませうので、それらを合せて考えて、ぜひしっかりした港湾を完成いたしたいと考えておる次第でございます。

○門司委員 今の答弁では、ますます計画自体がずさんなものであるように考えられる。私が考えて参りますと、たとえばこの工事自身に多少の最初の計画の誤りがあったといたしまして

も、それに耐えられない大きな災害によつてこれが破壊された、従つてこれが手戻りの仕事のような形になつたのだということになると、これはやはり災害分としての予算要求があつてしかるべきではないかというふうなことも私には考えられる。今のお話のように、プール計算をすれば少し余るところがあるからそれで補おうということになつたら、まるでどんぶり勘定ではないですか。政府がどんぶり勘定をやつておつて工事費を取り締るといつたつて、実現困難だと思ひます。ですからその辺はどうなんですか。こゝだけではありません。その次に茶花という港が一つありますが、これらの港の工事についても、やはり県でそういう形でやるというのではなくて、やはり今のようなお話だとすれば、国が直轄でやつていくということ、もう少しはつきりした処置をとるべきではないかと考えるのであります。それから請負業者にしても、それはなるほどやはり地元を潤す必要がありまして、できるだけ地元の業者を指名し、あるいは採用することが私は必要かと思ひますが、しかし少くともこういう仕事については、これは下手な仕事をしておりますと、それは何倍という大きな費用があつてかかると同時に、そればかりではなくて、住民の災害による打撃というものはかなり大きなものが出てくる。従つてこういう工事というものは、単に情案——と言つて少し言葉を潤すという意味から、十分力を持たない地元の諸君に請け負わせてやるということ自体、考え方が違ひはしないかということが一つ考えられる。

それからもう一つの考え方は、一つの島に一つずつの港を完成していくということ、これを五カ年計画で同時に着工してやるということも一つの方法であります。しかし、さつき申しましたように、これを別々にやつてその島々で請け負わせるということになると、弱い業者がこれをするということになると、なかなか工事もうまくいかない。従つてこれを国の直営にしてやるのであります。名瀬港は完成して、その次に茶花港が完成すれば、その次に和泊、計画性を持ったはつきりした仕事をこの際やつてもらつた方が、この港湾の建設には好都合ではないかというふうに考えるが、その点について政府の意向をただしておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 ただいまの御意見は非常にございませう。特になんか多いのでございまして、特に港湾工事というものは、技術面から申しましても慎重にやつて参りませんと、むだな金を投ずるといふようなことにもなりまして、これは地元の方々にも御迷惑をかけることにも通ずる問題でありまして、慎重に考えていかなければならぬと思つておるのであります。現在御承知のように名瀬港につきまして運輸省の直轄でやつておるのであります。その他の港湾につきましては、今お話がありましたように、一つは地元の業者といひますか、地元産業の振興という面から、地元の請負業者等につきましても、こゝ

に参画させる道を開くというふうな方向で進んでおるわけでありませうが、しかしそういう面をまるきり度外視することはできないといたしまして、一面港湾工事というふうな特に重要な問題につきましては、お話に出ましたような国が直接やつていくというふうな配慮を取り入れていくということも、ぜひ必要ではないかというふうな考えます。そういうふうな面からいたしまして、私たちの方といたしましては法的にも検討を進めておりました。その他の港湾につきましても国の運輸省なりあるいは建設省に、この工事を委託するというふうな方法を法的にはとり得る道が開かれておるようでございますので、そういうふうな点につきましてははお話の趣旨を十分生かし得るよう積極的に一つ検討を加えたい、かように考えております。

○伊東(隆)委員 関連して、この復興法の一部改正につきましては、前二回にわたりました政府の意向をただしましたので、これ以上時間を費やすことは恐縮に存じますけれども、ただいま門司委員から質問なさつております港湾の建設の点につきましては、この機会に重ねて政府の意向を、もつとはっきり伺つておきたいと存するのであります。

ただいま門司委員の御指摘なさつた通り、台風銀座におきましては普通の港湾の築港技術をもつてはなかなか耐え得ない。従つて台風とにしょっちゅうこわれておる。ただいまお話の徳之島の龜徳港、また沖永良部の和泊港その他喜界島の湾港にいたしまして、台風とこわれておる。それで私は名瀬港を国管すなわち運輸省が直轄してこれを建設いたしまして、その結果が非常によろしいということにかんがみまして、他の港々につきましても同様運輸省が直轄してやりたいということ、前回の会議において強調いたし、政府委員からもその趣旨によつて強くこれを推進して、ただいまの藤井局長のお話も委託港という形式でこれを進めてみようという話でございませうが、またこれら龜徳港、和泊港のほかに、白浜港は、新たに二億五千万円を投じて、新しく開く港でございますから、これもぜひ運輸省の直轄にしなければならぬということも喜界島の湾港にいたしまして、ただいまお話の与論島の茶花港にいたしまして、いずれも台風銀座の中にある港でございますので、地方の技術や経験をもつては十分なし得ない。どうしても国の経験と技術を持ってこなければ十分でないでございませう。一つこの点は十分その実現をはかつていただきた。この前の御答弁ではその趣旨に沿つて運輸省との間に話を進めておるというお話でございませうが、どの程度にお進めになっておられるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○吉浦説明員 運輸省と折衝いたしておるわけでございますが、運輸省の見解といたしましては、名瀬港につきましては一年中工事をし得る気象状況にあるわけでございます。今御指摘になりました白浜港は直接外海に面しておりますので、季節風の関係があつて約半年間は工事ができない。その半年間だけでも運輸省の直轄工事を続けて参りまして、どの程度に完成できるかとい

うことを現在検討してもらっておるわけでありませう。今行政局長からも申しました通り、県の工事というところに現在計画が定められておりまして、県から逆に委託するという形式をとるわけでございますが、新しい港を作り出す場合には、できるだけ運輸省にやっていたらどうかと現在進めております。法規上の支障はもとより別段ないようでございます。問題は運輸省といましては、相当地の機械を現地に持つて行かなければなりません。それがどの程度遊休する可能性があるかどうかという問題を、目下検討いたしておるところでございます。

○伊東(陸)委員 奄美群島が故国に復帰いたしました当時、群民一致して熱望いたしましたことは、こういう港湾の工事のごとき大きな事はぜひ国が出てきてやってもらいたいという希望が非常に強かったであります。すなわち当時は簡単な言葉でいえば国管でやってもらいたい、県管ではないけい、経験と技術を大きく持つておられるの国が出てきてもらいたいという希望がありまして、私もその群民の意思を代表して大いに政府にも希望いたしましたのでございますが、名瀬港はそのために国管をお願いした次第であります。国管と言いますと、一がいに言いますけれども、要するにポイントが港の建設には国が来てやるという一点にしろられ得ることだと思っております。これは法律の上にそういう港は国が出て来てやるのだというのを特に書かなくても、実際の運用によって自治庁の運営において一つ国の技術と経験を持つて来てもらいたい。大牟田には非常に有力な、またたくさんの

機械がございまして、名瀬港の建設はきわめてはかどりませう。従って龜徳や和泊に持つていってやれば同様あいう台風ごとこにこわれることはないと思ひますし、特に白浜の開港につきましては、ぜひ国の機械を持つてきてやりますと、土地の請負業者では台風のために機械が流れることをおそれて請負をしないという点もございまして、特に御注意を願ひたい。この点は参議院の小柳委員が大島を視察なさいますと、帰ってきてこの席におられる加藤委員に對しまして、群民の強い希望を伝えて参り、それをまた私に伝達がありましたので、私はそれを政府に伝えたことを覚えております。こういうようなことで港湾の建設だけは大小にかかわらず、今の政府委員のお話では大きな港だけという御意向のようにも聞えましたが、ああいう台風常襲地帯でありますから、大小によらず、一つ、国の技術と経験を持つてきてやってもらいたいということを、この機会に重ねて私からもよく願ひたいと思つております。私の関連質問を終ります。

○加藤(陸)委員 関連して。ただいま伊東委員は非常に遠慮しておられましたが、私はかねて参議院の小柳さんからのお話も承わつており、特にこの奄美大島の復興の法律を作り出すとき、五つの他の委員会と折衝いたしました話をまとめたときの経緯から今考えますと、復興に最も重要な関係を持つ港等、やはり県管ではまずいんじゃないかという気がします。三十四年度からはできるだけ重要度の高い港は——この委員会では指摘されました龜徳とか和泊とか白浜、湾、茶花と

いうものは相当地方として重要な意味を持つ港だろつと思ひますが、そういうものは国直轄にできるような予算措置を考えていただきたいと思います。地元民の非常な念願もあるものでございまして、そういうことをお考えいただくお気持はないでしょうか。今から三十何年前でございませうか、かつて沖繩に大暴風雨がありまして小学校、中学校が全部破壊された。そのときに大蔵省に非常なすばらしい頭の事務官がおりまして、小学校等ではもちろん市町村がそうした設備をする義務があるのでありますが、これを特に金額国庫補助で国管にした例がございませう。そうした奄美大島の復興というふうなもの、大きな意味でこれがりつぱに完成するといふことは、国の領土問題、外交問題に対する国内民心の統一等に、非常な大きな関係があると思ひます。幸いわれれば大蔵省においてこうした事項を査定するに、現在のところ大へんの頭のいい、理解力のある、将来大成する主計官を持つておりますので、大蔵省はスムーズに行くと申ひます。そこでそういう意味で、そういうことを三十四年度からの事業の予算等の際に、これを御相談になつていただく御意思がないかどうかにかつきまして、自治庁の政務次官に御回答願ひたい。

○中島政府委員 ただいま奄美群島の各島々の港の建設工事につきまして、各島の港の御意見があつたのでございませうが、私がお話を承わつておりました。しごくごもつともだつと感ずるのでございませう。従ひまして、事務の方でもすでに運輸省等と打ち合せをやつておるようでございますが、さらに自治庁とい

たいと思ひます。○藤井(農)政府委員 御説のように、港湾というものを築造いたします上からは、やはり接岸ができるような構造にやつていくということは、もちろん望ましいこととございませう。できるならば、一島一港はそういうような構造設備を持つたものにしていただきたいというのを考えたと思つておられるのでございませう。なかなかわずかしい技術的な考慮を要する点もございませう。またサンゴ礁等で、工事自体非常にむずかしいものの中にもございませう。さらにそういうことになって参りますと、工事費自体も非常に膨大なものになってくる、そういうような隘路も非常にあるわけでございます。今、このところから政府といつて、全部そういうふうな方向に持つていくということは、明言をいたしかねる状況でございますけれども、御趣旨の点は、これはしごくごもつともでございます。私どもといたしましては、なるべくならばそういうふうな持つていきたいという考え方を持つておられることは、変りはないのでありまして、できるだけ一つその線に沿ひ得るような検討を加えたいと考えておる次第であります。

○門司委員 私はそれ以上は追及いたしません。サンゴ礁であればあるだけ接岸工事は大して困難でないと思ひます。これが砂利層とか泥沼とかであれば、港の築造は困難であると思ひますが、かたければかたいほど築造は楽だと思つて、これは横須賀の港を見てもわかるし、私は現地に二、三度行きましたから、よくわかつておられます。できるだけ一つ接岸のできる港に構造変

えをしてもらうということが、私は恆久性の建前からいってもよろしいと思

それからその次に聞いておきたいと思

吉浦説明員 この公営船舶は昨年度の計画で申請があったわけですが、

吉浦説明員 さようでございます。

吉浦説明員 いつでき上ったか、竣工の日につきましては、あとで御連絡

門司委員 これは日にちから言いますと、三十二年十一月十五日に完成す

いろいろな問題がありましたので、私もお聞きしておるのであります。

それからその他の工事として、私の手元に入っておる資料から見えます

吉浦説明員 西方村のどういう工事の関係でございますか。

門司委員 西方村の問題は、例のパナナの苗圃の補助金を横流ししたとい

吉浦説明員 最近の状況につきまして報告を受けておりません。

の奄美大島の産物の中で、先ほど行政局長のお話の中にはいろいろございま

ある程度国がめんどうを見ることも異存はございません。

吉浦説明員 黒砂糖の生産がやばり島全体を通ずる、いわゆる四つ

藤井(真)政府委員 大島におきます糖業の振興の問題、これはお説の通

り奄美群島では基幹産業として農家の非常に主要な収入源でありますので、

黒糖というものは、この際それ自体としても振興をはかることは必要で

門司委員 まことに要領のいい答弁であります。

吉浦説明員 黒糖の生産がやばり島全体を通ずる、いわゆる四つ

藤井(真)政府委員 大島におきます糖業の振興の問題、これはお説の通

措置等についてはむずかしい事情もあることは、われわれもよく承知をいた

門司委員 まことに要領のいい答弁であります。

吉浦説明員 黒糖の生産がやばり島全体を通ずる、いわゆる四つ

藤井(真)政府委員 大島におきます糖業の振興の問題、これはお説の通

吉浦説明員 黒糖の生産がやばり島全体を通ずる、いわゆる四つ

る。これは黒砂糖を買って一斤四、五
円ぐらゐのものが二十七、八円ぐらゐ
になって、あるいは五倍ぐらゐに値段
が上りはせぬかと考えられる。

それからもう一つ、ここでほんとう
に考えてもらいたいのには、徳之島の今
度の開墾の問題であります。ここに約
二千五百町歩ぐらゐのものが新しい土
地造成として開墾されている。一体こ
こに作るものは何かということがやは
り問題になってくる。そういたしますと、
いわゆる亜熱帯地方であります限り
においては、サトウキビとかあるい
はそのほか作ればパイナップルのような
ものができるかもしれない。サトウ
キビのようなものが主生産にならざる
を得ないことになる。従ってこういう
一つの開拓計画、開墾計画等にも関連
をして、政府はこの際思い切つて奄美
群島の基幹産業である黒糖の保護政策
を至急に立ててもらいたい。そしてこ
れを実現させることによって初めて奄
美群島の住民が、安心して生活できる
ような時代が来るのではないかと。港が
どんなにできて参りましても、中にお
ける産物がなければどうにもならな
い。港だけで来たところで何もならな
い。港の増築を急ぎますと同時に、島
内における産業の充実性ということ
も、当然政府として考えるべきだと思
います。これについて一つ。

もう一つ聞いておきたいと思ひます
ことは、例のサトウキビの買い上げの
値段の問題が、やはり大きな問題に
なつております。あそこにおける製糖
会社の関係、いわゆる大島糖業株式会
社との間のサトウキビの買い上げ価格
の問題であります。現地の新聞記事を
見ますと、この値段がなかなか折り合

われない。しかも値段をきめる場合に
は、作っている農民とさらに農協と、
県の支庁と、会社の三つが立ち会つて
きめることに大体協約ができては
ずであります。ところが現在の状態を
見て参りますと、会社が一方的に値段
をきめて農民に押しつけている。いわ
ゆる農協に押しつけている。そして非
常に安い値段で買い上げられている。
ほかに大きな施設がございませぬの
で、独占企業のような形になってこれ
が買い上げられている。しかもこの会
社の重役は、御承知のように鹿児島県
の副知事が入っている。この会社の資
本の中には政府の補助金が入つてい
る。言いかえるならばこの会社は国策
会社と申し上げてもちつとも差しつか
えありません。その会社が買い上げま
するサトウキビの価格が、いわゆる農
民の生産費を償ふことができないよ
うな安い価格で買い上げられるという
ことで、紛争を起しておるといふ現地の
新聞記事が、ここにございませぬ。こ
ういふ実態を自治庁は御存じになってお
るかどうかと。

○吉浦説明員 聞いておりませぬ。
○門司委員 もし御存じないとすれば、
これは至急一つ調査をして、こういう
問題を解決してもらいたい。これはあ
なたも御承知のように、ここで法律を
審議して、そして奄美群島を何とかし
ようと考えても、こういう事態が
島の中にあつたのでは、これはどうに
もなりません。ここにこの会社の内容
をずつと書いたものがございませぬが、
ここで読んでこれを長くお聞きしても
同じことだと思ひますので読ません
が、少くともこれは会社の補助金が、
回りとどい形でありませぬが、農協に

行つて農協からさらに出たような形に
なつておりますが、出たことは間違ひ
ありません。従つてこれを監督するよ
うな形で——監督といへば語弊がある
かもしれないが、県の副知事がこの
会社の中に入つておる。そうするとこ
れは明らかに国策会社であるというよ
うな形を一応示しておる。その会社が
島民のこしらへたカンショの値段を法
外に安く買い付けておるといふ事実
については、これはやはり監督官庁とし
ての建前からこれを十分調査しても
らつて、そして鹿児島県庁に十分注意
してもらいたい。こういうことがやは
り一つの大切な問題として今日私ども
には考えられる。この点について一つ
自治庁の考え方を、この際もう一応聞
いておきたいと思ひます。

○藤井(員)政府委員 復興計画の対象
となつて行われて参ります各種の施設
事業等については、その運営というも
のがうまく参らなければならぬというこ
とにつきましても、自治庁といたしま
しても大きな関心を持つておるのであ
ります。具体的に今お示しになりました
たような問題、特に買い入れ価格等
どういふふうにしていくかというよう
な点に相なりますと、この問題はそれ
ぞれの主管の各官にまたがる問題にも
なつて参ると思ひますが、そういうよ
うな点につきましても、總括的に復興
計画を主管いたしておられます当庁とい
たしまして無関心ではあり得ないわ
けであります。そういう点につきまし
ては関係各官とも十分連絡をとりまし
て、事態の真相といふものをはつきり
と把握して、とるべき対策がございま
すれば、対策を一つ講じて参りたい、
かように考える次第であります。

○伊東(陸)委員 関連して。ただいま
門司委員のおっしゃることは実に重要
なこととございまして、サトウキビの
値段が不当に安くこれらの国策会社と
いうような会社から買われておるとい
うこととございませぬ。これはさほど不
当にということではございませぬま
が、こういうこととございませぬま
か、黒糖の最低価格が設定されてお
りませぬので、一斤五十円を割り、四
十円を割つて三十二、三円にも落ち
て参りますと、そういう官利会社にお
きましては、ついにサトウキビを安く
買わざるを得ない立場になるといふこ
とになりますので、私どもにおきま
しては、どうしても黒糖の最低価格をこ
の機会に設定して、農民のサトウキビ
から得られるところの収入を確保した
いという念願でございまして、ただい
ま同僚議員と相はかりまして、すなわ
ち熊本郡におきましても黒糖がござ
いますので、カンショ等を生産する地方
の関係議員と相談しまして、近く議員
立法を出す予定になつておられます。す
なわち北海道のビート・シュガーの最
低価格が設定されて、農民の収入が確
保されておられますように、奄美大島に
おきます黒糖の製造業者のサトウキビ
の値段を一定して、そして不当に買い
上げられないようにしたいと思ひま
す。近く議員立法をいたしたいと思ひ
ますので、自治庁におきましても、農
林省と一つ協力して下さつて、この法
律について御協力を願ひたいと、この
機会に思ふのであります。これ以外に
サトウキビの値段を適正に保つ方法は
ないという結論に、私ども達しておる
次第でございませぬ。一言この機会に申
し上げておきたいと思ひます。

○門司委員 その問題は農林関係は一
応そのくらいにしてございまして、もう
一つ重要な問題は、漁民に対します指
定漁業の許可の件でございませぬ。御承
知のように二十八年度の十二月でありま
すか日本に復帰をいたしまして、その
当時日本にありましたいわゆる一つの
法律、例の漁業法によりまして、海洋
の漁業の区域を定めて許可をいたして
おりますが、奄美はこの法律ができた
あと日本に返つて参りまして、この漁
区の計画の中に入つておられるのであ
ります。この区域の中に入られておら
ぬのであります。従つて漁業をかなり
大きな主生産としております奄美に対
しましては、やはり遠洋漁業のできる
ような一つ取り計らいを、ぜひこの際
せられたい。船舶の建造その他につ
いては、漁船の建造その他についても復
興計画の中に補助をするようになって
おります。しかし船舶ばかりこしらへて
みたところで、やはり漁場の獲得がな
ければ十分の能力を発揮するわけに参
りませぬ。これらの漁民に対しまして
も、やはり指定の漁業の許可の申請が
あれば、これを許可するという方針を
政府はとつていたいただきたい。このこ
とについての政府側のお考えを一つこの
際伺つておきたいと思ひます。

○吉浦説明員 指定漁業の許可漁業権
の問題につきましても、戦時の空白期
間内に不明確になりましたものがござ
いまして、その後八九年にわたる行政
分離の状況等もありまして、本土に復
帰いたしました場合に、すでに内地で
は漁業権が確立いたしておるわけで
ございませぬ。奄美群島につきましては、
その間、復帰いたしました当時は、何ら
かの証拠書類が残つておれば、戦前の

九

漁業権を復活するように努力いたして参ったのでありますが、現在漁業権があるあると言つておるものにつきましては、聞き込みでもいいし、あるいは数人の署名でもいいし、何らか漁業権があつたという証拠を出せば、それは許可するという事で水産庁にも交渉いたしておるのでございますが、遺憾ながらなかなかそういう証拠が見当らない現状でございます。しかしながら、そればかりも言つておれませんが、われわれの方で、計画に従ひまして造船をいたした業者に対しましては、でき得る限り新しい漁業権をらせるように、各種の観点から現在努力をいたしております。思うようにまかせませんけれども、そういう方向で進んでおるわけでございます。

○門司委員 問題は、昭和二十四年にこういう法律ができて、その当時まだアメリカの占領下にあつた奄美群島でありまして、日本の住民としての勳定ができなかつたという事実は、われわれも認めなければなりません。しかしその後、今のお話のように何らかの証拠があればということですが、私は、占領されておつた当時から今日までと、それから二十四年にある法律のできたときの考え方からいって、何も既存のものを全部認めるだけしか、これには認められないというものでないと思ふ。やはり奄美群島の漁民の諸君が、そういう仕事ができるとするならば、これは何も指定漁区を与えたところで、決して水産界に大きな影響を与えるところのものではないのじやないか。ことに少くとも地理的条件から申上げますと、これはやはり当然でなければならぬ地理的条件を備えて

いると思ふ。何もこれがとてつもない遠い地方にあるわけではありませんが、あの海のまん中にある小さな島でありますし、ことに南の方に連なつておる島でありますから、これはこういう単に証拠があるとかないとかいふことだけでなくして、一つ——きょうは農林省の諸君、水産庁の諸君は見えておらぬようでありまして、機会があれば農林省にも話をしなければならぬと思ひますけれども、特別の処置が私にとられると思ふ。あの二十四年にできた法律だけにこだわる必要はないと思ふ。こういう意味で、一つこの問題の解決を至急してもらいたい。

最後に申し上げておきたいと思ひますことは、この前の委員会で伊東さんからもお話を願えた問題でございますが、奄美大島を総合的に開発いたすために問題になるのは、やはり奄美開発に対しまする金融公庫というものを設置して、国の公けの一つの機関として、現在あります保証協会というふうななまぬるいものではなくして、實際的に直接産業開発のできるような金融処置をとる必要があるのではないかと、一つ、それからもう一つは、南方開発というふうな、現地に金融と相関連して産業の開発に従事することのできるやはり組織を持つ必要があるのではないかと。御承知のように、あの中には農産物としては砂糖であり、ペイナップルであり、その他かのものでございますし、鉱物としては御承知のように、マンガンその他が多少あるようにいろいろ書類には書いてあります。私もまたそうだとお思ひます。これらの開発計画というものは、やはりこういう奄美大島の復興

に對しまする法律をこしらえると同時に、こういう金融機関と開発をする機関と二つの機関が、この際奄美群島には必要だということを私も感ずるのでありまして、これに對する政府の考え方を聞かせたいと思ひます。

○藤井(員)政府委員 特殊の金融機関の必要性につきましては、御指摘になりましたように、われわれもその必要性を認めておるのであります。今でも各般の機関の御協力を得てやっておりますけれども、何といたしまして、地元の方々がございませぬので、それに地元銀行と申しまして、何といたしまして、これは営業の銀行でございませぬので、担保力が十分でない、なかなか融資もはかどらないという面もございませぬし、その他の政府付属機関の金融機関にいたしまして、努力はいたしてはもらつておりまするけれども、どうしてもやはり末端に参りますために、なかなか思うにまかせないというふうな事情がございませぬ。そのことのために、一つは信用保証の關係の協会を作りまして、側面的に金融の措置というものを促進するよう努力を払つておるわけでございますが、やはりこういうふうな金融というものを主体といたします特殊の機関を作つていくことが必要ではないかというふうな私たちとしては考えておるのであります。この点につきましては、復興計画が終了した将来の姿というものを考える場合におきまして、復興計画が終れば、それで全部手放してやつていけるという状態にはなかなかむずかしい事柄でもございませぬので、そういう特殊の金融機関というものについては、将来の一つの恒久

政策としてぜひとも実現いたしたい。そのためには、関係当局とも十分折衝を今後続けて参りまして、その実現に努力をいたして参りたい、かように考えております。

な開発關係の特殊の機関という点でございますが、これはお話にもございませぬが、特に南方地域を失いましたわが国にとりましては、奄美群島というものが唯一の亜熱帯地帯でございまして、これらの資源を国家的な立場から開発をしていく、ただ単に奄美群島の復興というふうな消極的な面より一歩出て、大きく国家的な立場からこれらの積極的開発をはかつていく、そういう構想というものは十分あり得るわけだと思ひます。また必要でもあらうというふうな考えておるのであります。そのために、いろいろ學者にもお願ひを申し上げまして、資源調査、いろいろな調査も始めておるのであります。さらにそういうふうな資料を檢討いたしました上で、そういうふうな新たな開発關係の政府機関を、別に作つていく必要があるかどうかというふうな点につきましては、さらに今後檢討を加えたいと思つております。

○門司委員 考えておる、検討するといふのではなくて、今度の国会にも、北海道開発についての特別の会社ができ、予算も出ている。北海道は奄美大島よりも非常に大きな規模を持つておりますので、国としても考えなければならぬことがあるかもしれない。しかし住民に對しまする開發關係の度合から行けば同じだと思ふ。規模が大きい小さいかというだけであつて、やはり國の考え方としては、北海道の地下資源開發に對しては特別の融資をし、特別の開發会社というものができらば、規模の大小はございませぬが、やはり奄美群島のような未開發の土地についても、同じような角度でなすべきではないかと考へる。北海道は非常に大きな地域で、政治力もかなり強いのであります。奄美群島は非常に遠いところであつて、政治力としても弱い、同時に島も小さい。こういう立地條件についてはいろいろ問題があると思ひます。しかし住んでおられます住民の考え方、それから島に眠つておられる資源を開発するという考え方は、規模の大小は別にして、やはり政府が北海道の地下資源開發に對しての施設を法律的に設けるとするならば、奄美群島に對しても何らかの処置を講ずべきである。ことに政府は南方の資源開發に五十億の金を使つておること、今度の国会で御承知の通りであります。よその國の資源を開発することのために投資するといふのなら、手近な日本の内地にある奄美群島の地下資源の開發等についても、当然政府はこれの考へてしるべきではないか。今の考へないといふと、また食いつかれるから、考へておくと、また食いつかれるのがれようといふような意図があるとする、はなはだわれわれも迷惑である。だからほんとうに開發をするといふ考へがあるなら、もう一慮この点について明確な御答弁を願つておきたいと思ひます。一つ重ねてこの点についての政府の考え方、そしてもしこういう法律案を政府がお出しになるという考へがあるなら、そういうこともつけ加えて、この際はつきりしておいていただきたい。

○藤井(貞)政府委員 決して言いのがれではございませんで、そういう必要性については、われわれも十分認めておるわけでございます。ただ具体的にそういう特殊の機関をすぐ作るのか、あるいは法案を提出するというか、あるいは今このところまだ結論を得ておりません。そういうような点につきましては、今後さらに検討を加えたいと思っております。

○門司委員 さつき局長の答弁の中に、地元の経済力が弱いというようなお話がちよっとあったのであります。この点はこういう問題を解決する際に非常に重要な問題でありまして、地元の報告、それから地元の様子を見て参りまして、御承知のようにあそこには鹿児島銀行という銀行が一つあります。この銀行の預金並びに貸出状況を見て参りますと、島民の年間の預金総額というものは大体十二、三億になっております。しかしそれが島民に貸し出されておる額は、半分の六億か七億程度である。そういったしますと、残りの半分というものは、やはり海を渡って、こちらにこれが融資されていくというふうな形になっていくと私は思う。従ってこういう点は、少くとも経済力云々というのを言われるということになりましますと、やはり地元の経済力というものを、地元を開発するに使われるような施設をこの際すべきである。同時に、政府が保証するという形で金融公庫その他を設けるといふことが島の開発上必要である。決して私は今日の奄美の経済力が十分とは言いませんが、経済力を伸ばしていくには、政府がそういう施策を講ずべきである。今申し上げましたように、鹿

児島銀行という一つの銀行があります。その銀行の預貯金の関連性を申し上げますと、今のような関連性になっておる。これはどこでもそうです。地方銀行というものは全部そこから吸い上げて、中央の大きな事業に投融資することの方が、安全性もあり、手数も非常に省けるので、みんなそういう関係を持っている。これは今日奄美大島だけではありませんで、日本の農村の金融が逼迫している大きな原因でもあります。農民から集める金がどこに使われておるかという、とんでもない大きな会社に使われていて、それが農村に還元されないというところに今日のと事実はある。奄美大島もその例に漏れない。従って奄美の経済力云々というのを言われるなら、奄美の経済力というものが奄美に十分に還元され、開発に使われて、そうしてそれが奄美の島民の経済力のかつてになるように、一つ施策を講ずるとすれば、どうしてもやはりここに金融公庫のようなものを設けて、これを開発していくというものが私はこの際必要だと思ふ。

だから、今の局長の答弁に反駁するわけではございませんが、経済力云々というのを言われると、そこまでわれわれも言いたくないのであります。そういう考え方はなくして、ぜひ一つ新しい機構を設けていただくというのを、この法案を通しますと同時に、やはりそれを考えてもらわなければ、この法案自体はこれを延ばしてしていろいろの開発事業をやりますが、これはいづれも基本的な事業である。いづれも基礎的な問題である。その上に咲く花というものはこの法律では考えら

れておらない。従ってこの上に咲く花を考えようとするれば、やはり今申し上げましたような幾つかの漁業の問題にいたしましても、あるいは黒砂糖の問題にいたしましても、あるいは金融関係、開発関係等にいたしましても、政府はこの法律を通すと同時に当然付帯決議として考えていただきたいということをお私に申し上げまして、大臣も幸いおいでになりましたし、そこでしばらくお聞きを願っておつておわかりだと思ひますから、この際一つ大臣から御答弁を願つておきたいと思ひます。

○郡国務大臣 奄美群島の開発振興につきましましては、政府も非常な熱意と決心を持って当らうと思つておられますが、順を追つて御趣旨の存するところを、よく実現いたしますようにこれから努めて参ることにいたします。

○伊東(隆)委員 関連して……門司委員がきわめて熱心に、奄美群島の復興並びに開発の問題につきましましていろいろ御質問していただきましたこと、地元選出の者としていたしまして、まことに感謝の至りでございます。ただいま門司委員の御指摘なさいました奄美群島におきます金融の点でございますが、この点につきましましては自治庁において特に留意されまして、大蔵当局との間にいろいろ折衝なさつておられるところでございます。この機会に一つ指摘し考慮いただきたいことは、いろいろ金融機関の窓口があるではないかというお気持ちでございますけれども、

○矢尾委員 ほんかに御質疑はございませんか。――ほかに御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。次に御異議ございませんか。

○矢尾委員 御異議なければ本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。次に本案の討論に入りたいと存じますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○矢尾委員 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

従つて島民に対します金融は、その持つていったお金の半分しか金融がされていらない。時間も切迫いたしましたから、こういう事実があることだけをこの機会に申し上げておきます。こういうわけでございまして、ぜひ特別の金融機関を設置してもらいたいという自治庁の大蔵当局への折衝は、ちょうど相沢主計官も見えておられるわけでありまして、一つとくと御考慮願ひたい、最後にお願ひいたしましたのであります。この点に關し大臣からも一言聞いておきたいと思ひます。

○郡国務大臣 御趣旨の点は私も全く同感するところでございます。極力目的を達しますように努力をいたします。

○矢尾委員 ほんかに御質疑はございませんか。――ほかに御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。次に御異議ございませんか。

○矢尾委員 御異議なければ本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。次に本案の討論に入りたいと存じますが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○矢尾委員 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○矢尾委員 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

伊東隆治君。
○伊東(隆)委員 奄美群島復興特別措置法の一部改正につきまして、与党野党ともに三日間にわたつて熱心に御討議していただきましたことは、私といたしまして衷心から感謝申し上げます。ところでございまして、

ただいま本案の議決がございまして、私はこの三日間において討議せられました事項の中で、特に大事な二点につきまして、付帯決議をここに自民、社会両党共同案といたしまして提案する次第でございます。

附帯決議
政府は本法の施行に当り左の諸点に留意して奄美群島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島の復興計画事業の実施に當つて従来県管工事とされてきた重要な港湾の工事施行については過去の実績に鑑み出来る限り、国の直轄工事によつて円滑なる竣工を図るよう特段の措置を講ずること。

二、本群島の発展の爲には、単に従来の復興計画のみに止まらず、産業の開発計画についても特別の金融対策を講ずる等今後積極的な措置を講ずること。

以上でございます。
○矢尾委員 ただいまの伊東隆治君の動議のとき付帯決議を本案に付するに御異議ありませんか。

なお本案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○矢尾委員長 次に銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○矢尾委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

まず銃砲刀剣類等所持取締法案から採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕
○矢尾委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決されました。

この際亀山孝一君より発言の申し出がありますのでこれを許します。亀山孝一君。

○亀山委員 私は自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかります付帯決議案につきまして申し上げたいと存じます。左の付帯決議をつけていただきたいと存じます。

附帯決議
本法の施行に当り、政府は次の点に留意して公共の安全確保のため遺憾なきを期すべきである。

昭和三十三年三月六日印刷

昭和三十三年三月七日発行

一、本法の適正な運用により、銃砲刀剣類等に因る危害の予防に万全を期するとともに、火薬・爆薬・高圧ガス等が保安上至大の関係を有することに鑑み、これら爆発物類等の取締についても警察機関は関係官公庁と緊密な連繋の下に互に協力して有効適正な措置を講じ得るよう体制を整備すべきこと。

一、漁業及び建築業に対する銃砲刀剣類等の所持の許可に当つては過去の実績に鑑み、特に慎重を期すること。
右決議する。
以上であります。

○矢尾委員長 ただいまの亀山孝一君の動議のごとき付帯決議を本案に付するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕
○矢尾委員長 起立総員。よって本案に亀山孝一君の動議のごとき付帯決議を付するに決しました。

次に遺失物法等の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕
○矢尾委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決されました。

なおただいま可決されました両案に関する委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

案、道路法の一部を改正する法律案及び道路整備緊急措置法案等の三案について、建設委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○矢尾委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。
なお右連合審査会開会の日時につきましては、建設委員会の都合もあると思しますので、この点委員長に御一任願いたいと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時一分散会

〔参照〕
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）に関する報告書
銃砲刀剣類等所持取締法案（内閣提出第一二二号）（参議院送付）に関する報告書
遺失物法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第七号中正誤
一〇四段 行 誤 正
中川委員 中井委員

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局